

【該当部分抜粋】

○防衛省令第九号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十七条第二項、第五十三条及び第五十四条第二項、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号及び第三条第一項、防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十日

防衛大臣 北澤 俊美

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条 自衛隊法施行規則（昭和二十九年總理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「除く。」の下に「、自衛官候補生」を加え、同条第二項中「自衛官、」の下に「自衛官候補生、」を加える。

第二十二条第二項中「自衛官及び」を「自衛官、自衛官候補生及び」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上二十七歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

第二十六条第一項中「又は二等空士」を「若しくは二等空士又は自衛官候補生」に改める。

第二十七条第一項中「自衛官」の下に「及び自衛官候補生」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「奇型」を「奇形」に改め、同項第九号中「の外」を「のほか」に、「基準。」を「基準」に改め、同条第二項中「自衛官」の下に「及び自衛官候補生」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行規則別表第二から別表第四までの改正規定は公布の日から、第一条中自衛隊法施行規則別表第二(一)イの表階級章の項の改正規定、別表第二の図(一)イ甲階級章の図の改正規定、同表の図(一)イ乙階級章の図の改正規定、別表第三(一)イの表女性帽章の項の改正規定、同表階級章の項の改正規定、別表第三の図(一)イ女性帽章の図の改正規定、同表の図(一)イ乙階級章の図の改正規定、別表第四(一)イの表階級章の項の改正規定及び別表第七の改正規定、第二条中防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則第一条の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から施行する。